

事務連絡
令和2年4月10日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態宣言に伴う事業者への要請等に係る留意事項等について

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、基本的対処方針を改定したところ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、留意すべき事項等を示す。

記

1. 事業者への要請

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年4月7日改正。以下「基本的対処方針」という。）においては、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す。」とされている。これらの達成のため、都道府県においては、事業者に対して適正な指導を行うこと。

具体的には、事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議等を活用した「終日出勤回避」の推進、多くの企業における4割の不在を前提とした業務継続計画（BCP）を上回る取組、職場での「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避など、人と人との接触を減らすあらゆる取組を促す。

一方、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者に対しては、十分な感染拡大防止策を講じつつ、可能な限り事業継続を求めていく。当該事業者については、特措法第2条第1項第6号に規定する指定公共機関及び特措法第28条第1項第1号に規定する登録事業者等を基本とし、基本的対処方針の別添に例示した（本文書別添に添付）。

都道府県においては、当該都道府県域内の事業者への周知を図り、事業の特性を踏まえた適切な対策が取られるよう、事業者への指導助言を図られたい。

2. 特措法第24条第9項と第45条第2項の整理について

施設の使用制限・停止に係る要請及び指示の基本的な考え方は、基本的対処方針において、「都道府県による法第24条第9項に基づく施設の使用制限の要請を行い、特定都道府県による法第45条第2項から第4項までに基づく施設の使用制限の要請、指示等を行うにあたっては、特定都道府県は、国に協議の上、必要に応じ専門家の意見も聞きつつ、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極めた上で行う」こととしている。

特定都道府県知事が行う法第24条第9項に基づく施設の使用制限・停止に係る要請については当該特定都道府県知事の判断により行われるものであるが、その際、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「施行令」という。）第11条第1項各号に掲げる施設を対象としており、それ以外の施設は、施設の使用制限・停止に係る要請の対象としていない（また、このことは、緊急事態が宣言されているかどうかにかかわらず）ことに留意すること。

一方、施行令第11条第1項各号に掲げる施設以外に対しては、一般的な感染予防対策（「三つの密（密閉、密集、密接）」の回避を含む。）、施設の連絡先の確保、時間短縮の要請等は可能であるため、感染拡大の防止に積極的に取り組むこと。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

4. 社会の安定の維持

- ・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

5. その他

- ・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。